

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）皆さん、おはようございます。台風の進路が気になるところでございますが、きょう1日よろしくお願ひ申し上げます。

ただ今の出席議員は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番 土井君、17番 松本君の2名を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号）） から日程第21 選第3号 橋本市公平委員会委員の選任についてまでの20件

○議長（石橋英和君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号）） から、日程第21 選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について までの20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

議員の皆さんには、ご多用の中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

昨日、新しく議長に石橋英和議員、副議長に上田良治議員が選任されたわけでございますが、誠におめでとうでございます。これからの円滑な議会運営、あるいは市の各般にわたって、お力添えをいただきますように、あわせてお願ひ申し上げたいと思います。

また、常任委員会の委員の選任も滞りなく終えたようでございます。お世話になります。よろしくお願ひ申し上げます。

さらに、前議長の井上勝彦議員、そしてまた、前副議長の山田哲弥議員には、本当に過去2カ年の間、献身的にお務めいただきましてありがとうございます。ご苦労さんでございました。

それでは、今議会に提案いたしました議案につきまして申し上げるんですけども、その前に、少し触れておきたいことがございます。

平成24年度の各会計の収支状況が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

去る5月31日に出納閉鎖期を迎えた結果、平成24年度一般会計の収支は、歳入総額で320億7,352万3,868円、歳出総額で316億6,273万7,915円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,690万円を除いて、3億2,388万5,953円の黒字となりました。しかしながら、一般会計決算は財政調整基金などの基金の取り崩しを行ったことによる黒字決算であるため、依然として厳しい財政状況となっております。特別会計の収支におきましても、全ての特別会計で黒字となりましたことを、あわせてご報告させていただきます。

なお、各会計決算の認定につきましては、

9月定例市議会で上程させていただきますので、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市議会6月定例会に提案する各議案につきましてご説明を申し上げます。

本議会には、市長専決処分を行った平成24年度橋本市一般会計、平成24年度橋本市病院事業会計の各補正予算や条例の一部改正についての承認案件として6件、また平成25年度橋本市一般会計・特別会計の各補正予算や条例の制定及び一部改正、市道路線の認定や訴訟上の和解についてなど議案として11件、橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任や、橋本市公平委員会委員の選任についての選任案件が3件、合計20件を上程させていただきました。

まず、承認第1号は、平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号）でございます。

本補正予算は、3月定例市議会以降に確定した地方譲与税、利子割交付金などの各交付金、地方交付税等、歳入の増減額をそれぞれ補正した結果、増収となることから、その増収額相当分を財政調整基金繰入金、地域づくり基金繰入金で減額し、歳入予算の調整をしたほか、3月議会の閉会后に企業誘致用地売却収入があったため、歳出予算において企業誘致対策基金に1億3,812万6,000円を積み立てることといたしました。

同じく歳出予算においては、平成21年に和歌山県が被告となった宅地造成規制法に係る訴訟が、平成22年の県からの事務移譲により橋本市が引き継ぎ、平成25年3月19日に和歌山地方裁判所にて橋本市が勝訴しましたが、3月26日に原告が大阪高等裁判所に控訴したため、控訴審に対する弁護士費用が必要となりましたので手数料として82万4,000円を補正したものでございます。

繰越明許費補正については、事業の進捗状

況により追加の必要が生じ、さらに地方債補正では、地域活性化事業債から公共事業等債への変更や合併特例事業を一部学校教育施設等整備事業に変更となったことなどにより、あわせて補正をしたものでございます。

次に、承認第2号は、平成24年度橋本市病院事業会計補正予算（第5号）でございます。

本補正予算は法定福利費の掛け率変更に伴う人件費の補正をしたものでございます。

承認第3号の橋本市税条例の一部を改正する条例、承認第4号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第5号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第6号は橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、市民にわかりやすく、より専門性を活かした医療提供を行うため、平成25年4月1日より標榜診療科として消化器内科及び代謝内科を新設したものでございます。

ただ今ご説明申し上げました承認第1号及び承認第2号は平成25年3月29日に、承認第3号から承認第6号は平成25年3月31日に、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号から議案第3号までは、一般会計、特別会計の各補正予算でございます。

各会計の補正額といたしましては、一般会計で9億3,756万6,000円、国民健康保険特別会計で599万8,000円、公共下水道事業特別会計で375万5,000円、全会計の補正総額といた

しましては、9億4,731万9,000円でございます。

まず、議案第1号 平成25年度橋本市一般会計補正予算（第1号）でございますが、民生費では、現在の城山地区学童保育所は城山小学校の空き教室を利用して運営していますが、学童利用者の増加により隣接地に学童保育所を新築する必要が生じたため、設計監理委託料として、178万1,000円を予算計上いたしました。

次に、衛生費では、県の緊急助成事業で、妊婦とその子どもを風しんから守るため、事業実施市町村に対して接種費用のうち、定額5,000円を県が支援するもので、本市においても県費に上乘せして、5,000円を限度に助成する経費及び事務費を合わせて、3,803万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、平成19年6月の豪雨で、下兵庫地内にて土地所有者のブロック積擁壁が崩落し、隣接する市所有の農業用水路も崩落したことにより、市が損害を賠償するよう求めた訴訟において、裁判所の和解条項が示されたことに基づく経費として、1,523万4,000円を予算計上いたしました。なお、土地所有者からは800万円が解決金として納付されます。

また、養鶏経営環境整備事業補助金として、養鶏組合が鶏糞の臭気を軽減する実証実験を行うに当たり、経費の2分の1を補助する予算を計上いたしました。

商工費では、あやの台北部用地開発調査委託料として、和歌山県・橋本市・南海電鉄（株）が、あやの台北部用地への産業集積と周辺地域の発展に期するため、協力して土地の有効利用を図ることとなり、基本計画や概算工事費を把握するための委託料として1,000万円を予算計上いたしました。

土木費では、市道馬場茂原線整備事業とし

て、道路拡幅工事が県費補助事業として採択されたことに伴う予算として、1,763万1,000円を計上いたしました。

消防費では、通信指令共同整備指令システム構築事業として、橋本市・高野町・伊都消防組合の指令業務の共同運用の整備費3億5,779万8,000円を、また通信指令共同整備デジタル無線システム構築事業として、県内の消防救急無線デジタル化共同整備に伴う、橋本市・高野町・伊都消防組合の活動波のデジタル無線整備費3億4,555万円を、さらにデジタル無線共同整備事業として、県が事業主体となって救急無線デジタル化の共同整備を行うことに伴う県への負担金1億46万7,000円を計上いたしました。

いずれも平成25年度から平成27年度までの事業で、平成26年度から平成27年度事業費については債務負担行為を設定しております。

なお、歳入につきましては、各事業の特定財源として、国・県支出金、繰入金等を計上したほか、消防施設に要する経費の財源として、諸収入で消防通信指令共同整備費負担金3億7,121万1,000円及び、市債で、緊急防災・減債事業債4億3,100万円を予算計上しております。

続きまして、議案第2号 平成25年度橋本市健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、特定健診の未受診者に対して啓発を行うための業務委託料として599万8,000円の予算を計上いたしました。

議案第3号は、平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、光陽台の集中浄化施設から公共下水道事業へ切り替えるために必要な工事費等を橋本市が受託して事業を行うための経費として375万5,000円を予算計上いたしました。

続きまして、議案第4号は、橋本市子ども・子育て会議条例についてでございます。

これは、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法の規定に基づき設置する橋本市子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第5号は、橋本市高野ロククリーンセンター跡地整備事業基金条例を廃止する条例についてでございます。

旧高野ロククリーンセンターの跡地整備につきましては、垣花集会所及びパークゴルフ場を整備し、本年度をもって当初の目的は達成されることから、当該基金条例を廃止するものでございます。

議案第6号は、橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成25年度の税制改正に伴う産業投資促進計画の策定を契機に、今後の企業誘致活動のさらなる推進のため、本市の政策方針を反映すべく、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成25年度の税制改正に加え、当該条例のもととなる紀の川流域地域基本計画の策定を契機に、今後の企業誘致活動のさらなる推進のため、本市の政策方針を反映すべく、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、橋本市こども園条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成27年4月1日から東家地内に本市3園目の認定こども園となる橋本こども園を開園いたしたく、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、橋本市道路占用料条例の一

部を改正する条例についてでございます。

これは、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、市道路線の認定についてでございます。

これは、市道恋野須河線及び市道恋野新池線の2路線を新たに市道として認定するものでございます。

議案第11号は、訴訟上の和解についてでございます。

この訴訟は、平成19年6月9日に発生した豪雨により隅田町下兵庫地内の水野熙樹所有地のブロック積擁壁が崩壊し、隣接する本市所有の法定外公共物である農業用水路上にブロック片及び土砂が崩れ落ち、残存する状況となっていたため、平成20年12月22日に相手側に対し、妨害物の除去と擁壁の設置及び市が被った損害の賠償を求め、提訴したものでございます。

この訴訟に関して、今回、和歌山地方裁判所から和解勧告が出され、受諾するのが相当と考えられますので、和解について議会の議決を求めるものでございます。

選第1号及び選第2号は、橋本市固定資産評価審査委員会委員として藤形好章氏及び大橋智夫氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

選第3号は、橋本市公平委員会委員として妙中清剛氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、承認6件、議案11件、選3件、計20件についてご説明を申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりました。

**日程第22 橋本伊都衛生施設組合議会議員
の選挙**

○議長（石橋英和君）日程第22 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、橋本伊都衛生施設組合議会議員の任期が満了いたしましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に上田良治君、中本浩精君、岡弘悟君、石橋英和の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました上田良治君、中本浩精君、岡弘悟君、石橋英和が橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました上田良治君、中本浩精君、岡弘悟君、石橋英和に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

**日程第23 橋本周辺広域市町村圏組合議会
議員の補欠選挙**

○議長（石橋英和君）日程第23 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の上田良治君、土井裕美子君、井上勝彦君の3名が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から3人の議員を補欠選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に山田哲弥君、松本健一君、岡弘悟君の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました3

人を橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました山田哲弥君、松本健一君、岡弘悟君が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました山田哲弥君、松本健一君、岡弘悟君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第24 伊都消防組合議会議員の選挙

○議長(石橋英和君) 日程第24 伊都消防組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、伊都消防組合議会議員の田中博晃君が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都消防組合議会議員に妙中嘉三君を指名

いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました妙中嘉三君を伊都消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました妙中嘉三君が伊都消防組合議会議員に当選されました。

日程第25 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(石橋英和君) 日程第25 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の選挙 を行います。

この選挙は、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の土井裕美子君が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から1名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組

合議会議員に松本健一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました松本健一君を伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました松本健一君が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました松本健一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第26 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長(石橋英和君) 日程第26 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の阪本久代君が組合議員を辞職し、欠員となりましたので、組合規約第5条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に堀内和久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました堀内和久君を伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました堀内和久君が伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合議会議員に当選されました堀内和久君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第27 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(石橋英和君) 日程第27 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の土井裕美子君が広域連合議員を辞職し、欠員となりましたので、広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に松本健一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました松本健一君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました松本健一

君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました松本健一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長(石橋英和君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月12日から6月16日までの5日間は、議案調査等のため休会とし、6月17日、午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時5分 散会)